

## 特別養護老人ホームやなぎの里 重要事項説明書

社会福祉法人奥州いさわ会  
高齢者支援事業部門

### 基本理念

優しく 温かく 共に生きる

### 基本方針

一人ひとりの尊厳を守り、福祉への情熱と  
創造をもとに、地域社会に貢献します。

社会福祉法人奥州いさわ会

# やなぎの里介護老人福祉施設重要事項説明書

## 1 事業の目的と運営の方針

特別養護老人ホームやなぎの里の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを旨とするものとします。

緑に囲まれた美しい自然の中で文化的な生活環境を整え、家族や地域との連携を重視し、一人ひとりのライフスタイルに沿えるよう援助します。

## 2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームやなぎの里	
所在地	岩手県奥州市胆沢若柳字相馬檀1番地	
開所年月日	平成24年4月1日	
指定番号	0391500170	
指定年月日	平成24年4月1日	
利用定員	29人	
職員体制	管理者（施設長）	1人
	医師（嘱託）	1人
	生活相談員	1人
	介護支援専門員	1人
	介護職員	人
	看護職員	人
	機能訓練指導員	1人
	管理栄養士	1人
居室	全室個室です。	

## 3 職務

- (1) 施設長は、施設の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するに従事します。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事します。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに保健衛生指導に従事します。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びに利用者の栄養指導に従事します。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。
- (8) 介護支援専門員は、施設のサービス計画を作成します。
- (9) 事務員は、事務全般に関する業務に従事します。

## 4 ホームの暮らし

- (1) ありのままで暮らせる住まい等を提供します。
  - ・毎日の暮らしは顔馴染みの利用者や職員がいつも身近にいて、居室から一歩出ると語らう場があります。
- (2) 家庭的な食事を提供します。
  - ・食事は食堂又は居室等ご希望の場所で食べていただきます。また、職員と台所を利用しておやつ作り等も行います。
  - ・朝食：午前7時～午前8時 昼食：正午～午後1時 夕食：午後6時～午後7時

- (3) ゆったり安心できる入浴を提供します。
  - ・ 浴槽は個浴槽、リフト浴槽及び特殊浴槽を設置しております。
  - ・ 利用される方の身体状況等に応じて、家庭と同じ浴槽からリフトを使っ  
ての浴槽、寝たままでする浴槽で入浴することができます。なお、ゆっ  
たりと入浴をしていただくために顔馴染みの職員が介助します。
- (4) プライバシーを守り、個別に排泄ケアをします。
  - ・ 利用される方の身体状況、生活習慣に合わせて個別にケアをします。
- (5) 家族の面会は自由です。
  - ・ 面会時間は午前9時から午後5時とし、その間ご自由にご面会いただけ  
ます。
  - ・ 面会簿へのご記入をお願いします。
  - ・ 居室や、面会室等もご利用いただけます。
  - ・ 宿泊も可能です。その場合一泊1人1,000円の負担となります。食事を  
希望される場合は、一食484円の負担となります。
- (6) 行事や外出は、ご利用されている方と相談して決定します。
- (7) 外出・一時帰宅・通院
  - ・ 外出及び一時帰宅は自由です。
  - ・ 通院は施設で行いますが、場合によってはご家族の協力をいただくこと  
もあります。
  - ・ 診療代、薬代については、ご家族にお支払いをお願いします。
- (8) 相談・要望はいつでもお受けします。
  - ・ 利用者やご家族からのご要望や、お気づきの点等は、遠慮なくお申し  
出ください。内容についての秘密は固く守ります。
- (9) その他
  - ・ 入院、外泊等により、お部屋が空いている場合には、緊急の短期入所  
利用者に使用させていただきます。

5 利用料金（ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ））

(1) 介護保険対象サービス料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とします。（法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる費用を受けた場合は、サービス提供明細書を利用者へに交付します）

	(1日の利用料)	(30日分の利用料)
要介護1	682円	20,460円
要介護2	753円	22,590円
要介護3	828円	24,840円
要介護4	901円	27,030円
要介護5	971円	29,130円

(2) 各種加算（1日当たり）

科学的介護推進体制加算(Ⅱ) …月	50円	ADL維持等加算(Ⅰ) …	30円
日常生活継続支援加算 …	46円	ADL維持等加算(Ⅱ) …	60円
外泊加算 ……	246円	看護体制加算(Ⅰ)イ …	12円
初期加算 ……	30円	看護体制加算(Ⅱ)イ …	23円
個別機能訓練加算(Ⅰ) …	12円	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ …	46円
個別機能訓練加算(Ⅱ) …	月20円	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ …	61円
栄養マネジメント強化加算…	11円	口腔衛生管理加算(Ⅰ) …	月90円
排せつ支援加算(Ⅰ) …	月10円	口腔衛生管理加算(Ⅱ) …	月110円
排せつ支援加算(Ⅱ) …	月15円	認知症専門ケア加算(Ⅰ) …	3円
排せつ支援加算(Ⅲ) …	月20円	認知症専門ケア加算(Ⅱ) …	4円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) …	月3円	自立支援促進加算 …	月300円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) …	月13円	退所前後訪問相談援助加算…	460円
生活機能向上連携加算(Ⅰ) …	100円	退所時相談援助加算 …	400円
生活機能向上連携加算(Ⅱ) …	200円	退所前連携加算 ……	500円
安全対策体制加算(入所時1回) …	20円	退所時情報提供加算(退所時1回)	…250円

経口維持加算	…	月 4 0 0 円
I (造影撮影等した場合)	…	2 8 円
II (水飲みテスト等した場合)	…	5 円
処遇改善加算 (I)	…	総単位数の 1 4 . 0 % に相当する単位数
生産性向上推進加算	…	(I) 月 1 0 0 円、 (II) 月 1 0 円
看取り介護加算 (死亡日 4 5 日前～ 3 1 日前)	… 1 日	7 2 円
(死亡日 3 0 日前～ 4 日前)	… 1 日	1 4 4 円
(死亡日の前々日・前日)	… 1 日	6 8 0 円
(死亡日)	… 1 日	1, 2 8 0 円
療養食加算 (医師の発行する食事箋に基づき提供された食事)	…	1 食 6 円

\* 負担割合 2 割の利用者については上記内容の 2 倍、3 割の利用者については 3 倍の利用料金となります。

\* 介護保険制度の見直し等で、変更となる場合もあります。

### (3) 介護保険対象外サービス料金

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型個室)

利用者負担額	居住費 (1 日)	食費 (1 日)
第 1 段階	8 8 0 円	3 0 0 円
第 2 段階	8 8 0 円	3 9 0 円
第 3 段階①	1, 3 7 0 円	6 5 0 円
第 3 段階②	1, 3 7 0 円	1, 3 6 0 円
上記以外の方	2, 0 6 6 円	1, 5 5 1 円

\* 居住費…入院・外泊時は介護保険の外泊加算に準じます。

理髪代 … 1 回 2, 5 0 0 円 (実施月翌月にご利用料金と一緒に請求となります)

預り金管理料 … 1 か月 5 0 0 円

### (4) その他個人で準備又はご負担いただくもの …衣類、食事用エプロン等

## 6 利用料金のお支払い方法

毎月 1 5 日までに前月分の請求をいたしますので、2 5 日に自動引落としによりお支払いいただきます。取扱い金融機関は (ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫) です。お支払いいただきますと領収書を発行します。

## 7 秘密・個人情報を守ります

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、事業所は利用者及び家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供しなければならないことがあります。個人情報をお預りする際に、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

## 8 勤務体制

利用者に対し適切な施設サービスを提供するため、早出、平常、遅出、夜勤職員の勤務時間を定め、月ごとに勤務表を作成します。

## 9 非常災害対策

- (1) ホームは、消防法に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。
- (2) ホームは、消防法に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を実施し、そのうち年 2 回以上は避難訓練を実施するものとします。
- (3) 利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとします。

## 10 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。

- (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合は損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

## 11 身体拘束

- (1) やなぎの里では、利用者の行動・動きを制限することや体をしばったりする身体拘束は行いません。これは利用者の人権を尊重し自由に生活と行動をしていただくことであります。
- (2) 安全と事故防止に最善の努力をしますが、1人対1人（付ききり）の介護でないため怪我や事故等が起こり得ることがありますがご理解願います。
- (3) サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全を確保しますが、緊急時や、やむを得ない場合には、行動を制限することもあります。その場合は速やかに報告します。

## 12 相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

- (1) 苦情受付窓口
- |      |              |            |              |
|------|--------------|------------|--------------|
| 担当   | 施設生活相談員 高橋壮子 |            |              |
| 受付時間 | 月～金曜日        | 8:30～17:00 |              |
| 電話   | 0197-46-5660 | F A X      | 0197-46-5661 |

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

- ・胆沢総合支所健康福祉課長寿社会係（健康増進プラザ悠悠館内）

受付時間	月～金曜日	8:30～17:00	
電話	0197-46-2977	F A X	0197-46-3105

- ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話	019-637-8871	F A X	019-637-9712
----	--------------	-------	--------------

- ・県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

受付時間	月～金曜日	9:00～12:00	13:00～17:00
電話	0197-22-2831	F A X	0197-25-4106

(3) 奥州いさわ会第三者委員

社会福祉法人奥州いさわ会が提供する介護サービスに関する苦情に対し、適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。

苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員

渡邊 松源	胆沢若柳	電話	46-2312
岩渕 栄子	胆沢小山	電話	47-0865
菅野 憲彰	胆沢南都田	電話	46-3263
苦情解決責任者 渡辺 久美子	やなぎの里	電話	46-5660

## 13 協力医療機関等

やなぎの里では、次の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかな対応をお願いしています。

- ・名称 まごころ病院 まごころ病院歯科
- ・住所 奥州市胆沢南都田字大持40番地

## 14 サービス提供の終了

- (1) 退所を希望される場合は、退所を希望する日の14日前までにお申し出下さい。

- (2) 本人が病院又は診療所に入院し、3カ月以内に退院できない場合
- (3) 本人の死亡又は要介護認定で自立、要支援、要介護1・2（特例入所を除く）と判定された場合。
- 15 虐待と思われる場合の通報  
やなぎの里は、虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより奥州市に通報します。
- 16 利用者の制限及び禁止等
- (1) 利用者が認知症などの場合は、家族を含む第三者に重要事項の内容をご説明し同意をいただきます。
- (2) 飲酒、喫煙は指定された場所とします。また事故防止のため、酒類及びたばこ、ライター等の火器については施設にてお預かりさせていただきます。
- (3) 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が、他の利用者や事業所従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。
- (4) 預かり金管理契約を行った以外の貴重金品の持ち込みは禁止させていただきます。万が一、貴重金品を持ち込んだ場合については、事業者は一切の責任を負いません。
- 17 サービス提供における留意事項
- (1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っています。  
万が一、事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。
- (2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。
- ①利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が、他の利用者又は事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。
- ②利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が、他の利用者及び事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。
- ③第16に定める制限及び禁止行為を行った場合。
- ④利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が、他の利用者や事業者及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業員に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。
- ⑤利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が、SNS等を使用し、他の利用者又は事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。
- 17 支払遅延等
- (1) 利用者が、サービス利用料金の支払い期日より3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、遅延損害金として年14.6%加算させていただきます。
- (2) それでも前項の利用料の滞納が続く場合は退所していただくこととなります。
- 18 緊急時の対応方法  
サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族へ連絡をいたします。

連絡先

ご家族氏名①

②

緊急連絡先①

②

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人奥州いさわ会  
所在地 岩手県奥州市胆沢若柳字相馬檀 1 番地  
事業所 特別養護老人ホームやなぎの里  
説明者 署名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。また、サービス担当者会議等において、居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係人に、利用者及び当該家族の必要な情報を提示することに同意します。

利用者 住所 岩手県奥州市

署名

(代筆者署名

(続柄)

)

親族・姻族代表者又は代理人 住所

署名